

施設利用規約

株式会社相模原ドルフィンクラブ（以下「当社」といいます。）は施設利用規約を以下の通り定め、施設利用者の方には、本規約を承諾し遵守いただきます。

第1条（定義）

本規約において使用する用語を以下のとおり定義します。

「本施設」 当社が自らまたは第三者からの受託により管理・運営するスイミングスクール、キッズダンスおよびフィットネス事業等に使用される施設等のうち当社が定めるもの。また、当社が主催するイベントその他の活動において当該活動に使用される施設その他の活動場所としてその都度当社が定めるものを含みます。

「本クラブ」 当社が定める本施設を利用して管理運営する事業活動の主体をいいます。

「利用者」 会員、体験者、1DayFitness、会員の保護者等、本施設を利用する全ての方をいいます。

第2条（禁止行為）

1 利用者は、本クラブの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。利用者に当該行為があるときは、当社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の設備の一部または全部の利用中止、本施設からの退去等を求めることができます。

- ① 他の利用者または当社スタッフに対して叩く、殴る、蹴るその他の暴力を振るうこと
- ② 他の利用者に対して直接指示、指導あるいは暴言をはくこと
- ③ 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること
- ④ 本施設の設備・備品等を持ち出すこと、本施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損壊すること、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損すること
- ⑤ 本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと
- ⑥ 本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
- ⑦ 本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと
- ⑧ 酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること
- ⑨ 会費、利用料等その他の未払債務を履行せずに本施設を利用すること
- ⑩ 許可なく本施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること
- ⑪ 他の利用者または当社および当社スタッフに対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、ストーカー行為、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること
- ⑫ 盲導犬等当社が認めた以外の動物を本施設に持ち込むこと
- ⑬ 本施設内で喫煙（電子タバコ含む）をすること
- ⑭ 本クラブの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返し、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等

を求めること

- ⑮ その他、当社が不適切な行為として禁止した行為を行うこと
- 2 当社は、利用者に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、利用者に対し、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることができますものとします。
 - ① 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適切であると当社が判断した場合
 - ② 当社または他の利用者との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適切であると当社が判断した場合
 - ③ 利用者の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の視点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、是正されないと当社が判断した場合
 - ④ 利用者が過去に当社から除名処分を受けていた場合
 - ⑤ 上記各号に定めるほか、利用者の行為が本クラブの運営に支障があると当社が判断した場合
 - 3 利用者が前二項各号に該当する事項があったときは、当社は、利用者の本施設の入館をお断りすることがあります。

第3条（撮影）

- 1 利用者による本施設内でのビデオ、カメラ、スマートフォン等での撮影を原則禁止とさせていただきます。例外として、保護者様によるご自身のお子さまを被写体とした撮影のみ許可いたします。
- 2 前項により当社が撮影を許可した場合でも、個人情報及び肖像権など他の利用者のプライバシー保護の観点から、前項のルールを遵守いただき、撮影内容のインターネットその他 SNS への公開は禁止とさせていただきます。
- 3 本施設内で不審な撮影者の発見等ありましたら本クラブスタッフまでご連絡ください。
- 4 利用者が本条第1項、2項に違反し、注意喚起しても改善されない場合は警察に通報する等の処置をとる場合があります。

第4条（本施設の利用制限）

- 1 当社は競技会、スクールその他の諸行事または本施設の管理上必要と認めた場合、利用者による本施設の全部または一部の利用を制限または予約制とすることがあります。
- 2 当社は、本施設の全部または一部を利用者以外の第三者に利用させることがあります。
- 3 利用者が妊娠されている場合、母体の安全確保を最優先にするため、ご利用を制限または利用範囲を制限させていただくことがあります。

第5条（休館日および休業）

- 1 本クラブは、原則としてホームページおよび館内掲示でお知らせする日を休館日としますが、諸施設の補修、会場整備、その他やむを得ない事由が発生した場合は休館日を変更することがあります。その場合、変更が確定した時点でホームページおよび館内掲示にてお知らせします。

ただし、施設安全管理面から緊急工事が必要等の場合は、直前のお知らせでも本施設の全部または一部を休業とすることができるものとします。

- 2 その他、当社は、以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ① 気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当社が必要と判断した場合。
 - ② 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合。
 - ③ 本施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、当社が必要と判断した場合。

第6条（拾得物）

- 1 利用者が本施設に忘れ物または落とし物（以下「拾得物」といいます。）をされた場合、速やかにその旨を当社に問い合わせるものとします。
- 2 当社は、拾得物について、逸失物法の規定に従い取り扱うものとします。

第7条（盗難および紛失）

- 1 利用者は、本クラブが利用者制であるとしても、本施設が不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
- 2 キッズのスイミング・ダンススクール利用者は、現金、スマートフォン、ゲーム機器、カード類等を本施設へ持ち込むことを禁止とさせていただきます。
- 3 利用者が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何ら賠償責任を負わないものとします。

第8条（怪我、事故などの回避）

- 1 利用者は、本施設における各種運動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損・床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴う状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のある利用者、通院・服薬されている利用者のご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
- 2 当社は、前項のサービス提供にあたり、利用者が安全に運動できるよう十分に配慮するものとします。
- 3 利用者は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他の利用者の怪我、事故を回避するよう注意するものとします。
- 4 利用者は、当社スタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、それに従うものとします。
- 5 利用者が本施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。利用者同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、利用者同士の責任と費用において解決するものとします。

第9条（利用者の責任）

利用者は本施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他の利用者または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。

第10条（免責）

- 1 当社は、本施設内および提携駐車場内において、利用者に生じた疾病・盗難・車両事故等については、それらが当社の故意または過失によるものでない限り、責任を負いません。
- 2 当社は、本施設内および提携駐車場内において、利用者間において発生したトラブル・損害等については、一切免責されるものとし、当該当事者間の責任において解決するものとします。

第11条（本規約および諸規則の改定）

- 1 当社は、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
- 2 当社は、本規約に抵触しない範囲で、諸規則を適宜制定または改定することができるものとします。
- 3 改定された本規約および制定または改定された諸規則の内容は、全ての利用者に適用され効力を有するものとします。

第12条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合憲裁判所とします。

第13条（附則）

2025年1月23日を以て、本規約を適用するものとし、それ以前の利用者規約は廃止するものとします。

2025年1月23日
株式会社相模原ドルフィンクラブ